

参議院商工委員会議録 第十六号

昭和三十一年三月二十三日(金曜日)午後二時七分開会

委員の異動

三月十七日委員吉田萬次君辞任につき、その補欠として西田隆男君を議長において指名した。

三月十九日委員伊能芳雄君辞任につき、その補欠として大谷賛雄君を議長において指名した。本日委員大谷賛雄君及び西田隆男君辞任につき、その補欠として川村松助君及び吉田萬次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	三輪 貞治君
理事	西川 弥平治君
委員	上原 正吉君 白川 一雄君 高橋 深水君 吉田 萬次君 海野 三朗君
政府委員	横田 正俊君 鈴木 喜三君 藤田 衡君
公正取引委員会委員	川野 芳滿君
通産業政務次官	岩武 照彦君
通商産業大臣官房長	板垣 修君

通商産業省	企業局長 徳永 久次君
重工業局長 鈴木 義雄君	
中小企業庁長官 佐久 洋君	
事務局側	常任委員 会専門員 山本友太郎君
大蔵省主計局主計官	鳩山威一郎君

説明員	本日の会議に付した案件
○計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)	○中小企業振興資金助成法案(内閣送付、予備審査)
○輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)	○工業用水法案(内閣送付、予備審査)
○機械工業振興臨時措置法案(内閣提出)	○理事の辞任及び補欠互選
○下請代金支払遅延等防止法案(内閣提出)	○中小企業振興資金助成法案(内閣送付、予備審査)
○送付、予備審査)	○計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(三輪貞治君) 次に予備付託
(内閣提出) ○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。よつて委員長は西川弥平治君及び白川一雄君を理事に指名いたします。

○委員長(三輪貞治君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(三輪貞治君) 次に予備付託
(内閣提出) ○委員長(三輪貞治君) ただいまから本日の委員会を開きます。まず委員の異動について申し上げます。三月十七日に吉田萬次君が辞任され、その補欠として西田隆男君が指名され、また三月十九日に伊能芳雄君が辞任され、その補欠として大谷賛雄君が指名されました。さらに本日大谷賛雄君及び西田隆男君がそれぞれ辞任され、その補欠として川村松助君及び吉田萬次君がそれぞれ指名されました。以上御報告いたします。

○委員長(三輪貞治君) ただいまから本日の委員会を開きます。まず委員の異動について申し上げます。三月十七日に吉田萬次君が辞任され、その補欠として西田隆男君が指名され、また三月十九日に伊能芳雄君が辞任され、その補欠として大谷賢雄君が指名されました。さらに本日大谷賢雄君及び西田隆男君がそれぞれ辞任され、その補欠として川村松助君及び吉田萬次君がそれぞれ指名されました。以上御報告いたします。

○政府委員(川野芳滿君) ただいま議題となりました工業用水法案につきまして提案理由を御説明申し上げます。わが国経済の自立を達成するために、産業基盤の育成強化をはかり、産業の国際競争力を高めなければならぬことは、あらためて申し上げるまであります。あるまでも、このためには、個々の企業の合理化にとどまらず、道路港湾、用水、用地等の産業の立地条件を総合的に整備することが必要であり、これにより工業用水は、原料、動力と並んで工業生産上不可欠のものでありまして、年計画におきましても特にこの点を重視している次第であります。

第一に、工業用地地下水の過度汲み上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われて重要な工業地域を政策で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通産業大臣の許可を要することといたしました。

地域の指定に際しましては、代替水源としての工業用水道の布設の状況及び計画を考慮することとし、企業活動に不当な圧迫を加えることのないよう十分配慮することといたしております。地域の指定に際しましては、代替水源としての工業用水道の布設の状況及び計画を考慮することとし、企業活動に不当な圧迫を加えることのないよう十分配慮することといたしております。

第二に、新設の井戸の許可につきましては、その深さ及び規模が、指定地域ごとに地下水の水源の状況等を考慮して定める一定の基準に適合する場合に許可することはもちろんであります。しかし、この基準に適合しない場合におきましては、工業生産上の必要性等を勘案いたしまして、特に必要かつ適当と認められる場合におきましては、地下水の水源の合理的な利用に著しい支障が

ない限り、許可をすることとしたとしてあります。

第三に、指定地域における既存の井戸につきましても、地下水の水源の合理的な利用のため特に必要があると認めるときは、通商産業大臣は、工業用水道への転換、地下水の使用方法の合理化等について適切な指示をすることができることといたしました。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

次に、ただいま議題とせられました中小企業振興資金助成法案につきまして提案の理由と法案の概要を御説明申し上げます。

協同組合制度がわが国の中小企業対策として最も基本的な制度の一つであることは、あらためて申すまでもない

ことではありますが、なかんずく生産、加工、検査、試験、輸送保管等のため

に共同の設備を設け、組合員の経営の合理化をはかることは、中小企業の育成、振興上最も有効な方法でありますので、政府は、昭和二十一年度以来、

都道府県と協力し、これらの共同施設に対して補助金を交付し、または無利息の資金を貸与する方策を講じまして現在相当の成果をあげて参ったのであります。

また、わが国の経済的自立を達成するため、工業の一級水準を向上させ、国際的競争に対処する方策を講ずることは以下の産業政策の基本方針であります。

また、わが国の経済的自立を達成するため、工業の一級水準を向上させ、国際的競争に対処する方策を講ずることは以下の産業政策の基本方針であります。しかし、これらの中でも最も基礎となるべき中小企業者は遺憾ながら戦後はことによつて、信用が薄弱となつております。ために、自力で旧式設備を更新するこ

とがきわめて困難な状況であります。

よつて政府におきましては金融上の援助その他諸般の施策によつて、これ

を実現するに努めますとともに、昭和二十九年度以来都道府県の実施いたします中小企業の設備近代化のための融資制度に対し、重点的にその経費の半額を無利子で貸与し、これを強力に援助する措置を行なつてきました。

以上は従来政府が実施して参りました共同施設の設置奨励及び中小企業の設備近代化促進のための措置の概要であります。

での間に政府の支出いたしました補助金及び貸付金の回収分もその都道府県

の特別会計に繰り入れさせることにいたしております。

以上のほか、特別会計についての基礎的規定、組合または中小企業者に対する貸付の限度、条件、貸付に関する

都道府県の事業計画についての規定等を設けておりますが、細部につきましては次の機会にあらためて詳細に御説明申しあげることといたしたいと存じます。

何とぞ十分御審議の上可決せられま

すようお願い申し上げる次第であります。

次に、計量法の一部を改正する法律案を提出いたしました理由について御説明申し上げます。

計量法が近年における計量器の著しい発達に即応して新しい計量器を大幅に取り入れ、また終戦後の法制民主化の線に沿つた諸規定を盛りまして從来の度量衡法とは面目を一新した法律として施行されましたのは、昭和二十七年三月であります。以後現在までに約四年を経過いたしまして、関係法令も整備され、計量行政も充実して参りました。

本法律案は中小企業等協同組合の共同施設及び中小企業の経営の合理化のための設備を設置するのに必要な資金の貸付を行なうために、都道府県ごとに特別会計を設けさせ、国は都道府県がこの結果、同法が計量の正確性を保持するためには、設定期定の内に、理

想的ではあるが現状では早急に実施することが困難な点並びに計量器使用者の便をはかる上において不合理な点があります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容の概要であります。何とぞ御審議の上御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

○委員長(三輪貞治君) 以上三案の審議は次回に譲りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) それではさよ

正する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案のおもな改正点の第一は、正確に計量する義務の規定につきまして、量目の公差を、生活必需物資のような重要商品から順次定め、正し

い取引を促進することができるようになしたことであります。

第二は、容量検査を廃止し、これにかわる制度として容器の型式を定め、その型式に適合する容器で容量の正確

なものを自動的に製造し得る設備をもつた容器の製造事業者を指定いたしましたこと、その指定事業者にはさらに自己検査をさせ、これに合格した容器に

使用により大量に取引されている商品の容量を正確にするようにしたことであります。

なお、そのほかにはかりの販売事業者に対し、はかりについて簡易な修理権限を与えること、自動制御等合理化に使用される計量器について、メー

カーカーがアフターサービスを自由に行なうを得るようにしたこと並びに定期検査にかかる検査を受けることのできる期間を広げること等若干の条文改正を行なうことといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容の概要であります。何とぞ御審議の上御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

○委員長(三輪貞治君) 以上三案の審議は次回に譲りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) それではさよ

○委員長(三輪貞治君) 次に下請代金支払遅延等防止法律について公取委員長より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(横田正俊君) ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

下請代金の支払遅延など親事業者の下請事業者に対する取引上の思惑しからざる行為につきましては、政府関係機関において、独占禁止法等の措置に

止請事業者に対する取引上の思惑しからざる行為につきましては、政府関係機関において、独占禁止法等の措置に

止請代金の支払遅延など、親事業者の不公正な行為は、わが国の経済において重要な役割をなっている中小下請事業者の事業経営を圧迫することになり、ひいてはわが国経済の健全な発達を阻害することになるのであります。従つて、下請事業者の利益を保護するためには、下請代金の支払遅延などの防止について、さらに積極的な措置を講ずる必要があると考えられる

ことがあります。

下請代金の支払遅延など、親事業者の不公正な行為は、わが国の経済において重要な役割をなっている中小下請事業者の事業経営を圧迫することになり、ひいてはわが国経済の健全な発

達を阻害することになるのであります。従つて、下請事業者の利益を保護するためには、下請代金の支払遅延などの防止について、さらに積極的な措

置を講ずる必要があると考えられることがあります。

ここにおいて政府関係機関は、これまで本問題を処理してきた経験を基礎にして、これが対策を観察研究して参りました結果、本問題を解決するためには、独占禁止法のほかにそれと相並んで別個の法制を整えることが必要であるとの結論に達し、ここに本法律案を提出いたしました次第であります。

次に本法律案の概要について御説明いたします。

第一の点は、下請代金の支払いを中心として四つの点について、親事業者

の守らなければならない事項を明らかにします。

第二の点は、公正取引委員会は、これを廃止しない親事業者に対してもその行為を改めるために積極的な努力をなすよう勧告を行い、親事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができることにし、下ります。

第三の点は、見習い業者にて貸付金の

書面による明示及び下請取引に関する必要な帳簿書類の作成、保存の義務を課しまして、下請取引の公正化に資せしめるとともに、政府の指導監督に便ならしめようとしたことあります。

第四の点は、本法の施行に必要な限度において公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣の報告徵収及び立入検査の権限を定め、下請取引の特徴性にかんがみ、政府が積極的にその監督を行ひ得ることとしたことであります。

以上の四点が本法案の要点であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。
○委員長(三輪貞治君) 右法案の審議は次回に譲りたいと思いますが、御異議ございませんか。

○委員長(三輪貞治君) それではさよ
う決定いたしました。

○委員長(三輪貞治君) 次に輸出保険法の一部を改正する法律案を議題いたします。

○高橋衛君 輸出保険法に関連いたしまして、外貨の現在の状況等について

が、御承知の通り二十九年度非常な逆調であつた貿易が均衡財政の結果と、また海外情勢の好転並びに輸出振興策の成果といたしまして、二十九年度、三十年度引き続いて非常な好転を見せておることは御同慶にたえないところでありまするが、従つてまた保有外貨も飛躍的に増大をいたしておる次第でございますが、その保有外貨の中に

は、たとえばインドネシアに対するもの、韓国に対するもの、さらに近くはアルゼンチンに対するものにおいて相当焦げつきとなつてゐるといふるな種類のものがあるよう聞いておるのであります。それらの現在高並びにその発生した原因、またこれが将来の対策、さらにはその焦げつきになつた原因が輸出商社にあるのか、あるいは政府にあるのか、そういうふうな点についてできるだけ詳細に御説明をお願いいたしたいのであります。

○政府委員(板垣修君)　ただいま清算勘定地域のうちで正確に焦げつきとなつております地域は韓国とインドネシアでござりまするが、インドネシアにつきましては現在約一億八千万ドルの焦げつき債権になつております。それから韓国につきましては四千七百万ド

ルの焦げつきになつております。それからアルゼンチンにつきましてはまだ

焦げつきとまでは言い得ないわけでありますするが、後ほど申し上げますように最近アルゼンチンから新しい決済制度についての提案がありますて、それによりますれば今まで貸し越しになつておるところの一部をたな上げする、長期的な上げてなしくすしに返

すという提案が参つておりますので、

月末で締め切りますと五千四百万ドルから五千五百万ドルになるだろうと想像いたします。
それからこの三つの地域でこういうような焦げつき債権ができました原因につきましては、政府といいまするか、輸出商社といいまするか、そういう点ははつきりいたしませんが、必ずしもこの二つに付いてはっきりした知識はございません。

れにいたしましてもこれらとの地域に及ぶましても、一応アルゼンチンは除きましては、インドネシア、韓国ともこの貿易のパターンが恒常的な日本の出超態勢になつておる点でござります。従いまして日本の輸出はうんと伸びていく、片やこれに見返りまする輸入は十分にこれをまかなうだけ買えないといふところに結局焦げつきが発生したわけでございまして、インドネシアにつきましては御承知の通りそういう状態になりましたので、早目にこれが処理の方を交渉をいたしましたわざでござります

るが、インドネシアの外貨事情が非常に悪化して参っておりましたので、やむを得ずただいま申しました数字をたな上げにして、この一部をなしくしに返すという協定になつておるわけであります。その後インドネシアがござりますが、

れを賠償問題と関連をさせまして支払
いをやつております。従つて日本側

といったら、その当時からいろいろ
ましたいわゆる輸出調整措置を今まで
続行しております。この輸出調整を
とりました以後におきましては輸入に
見返るだけしか輸出を許しておりませ
んので、その後債権の累増はないわけ
であります。一昨々年に縮め切りま
す。

したこの一億八千万ドルというものが現在とな上りこなつておる状況でござ

いきます。
それから韓国につきましても、やはり同じような理由で、日本側の輸出が多い、輸入するものが特に非常に少い。特に韓国は南北二つに分かれておりますので、南の韓国から日本が輸入いたしますものは現在のところ朝鮮ノリその他乾燥品目に限られております。しかも朝鮮ノリ、水産物などは、これと輸入へたしますと国内の水産業と競

突いたしますので、これも十分に入れられないといふような關係で、非常な輸出超過になつて、これが今後の累積権になつたわけでございます。しかしながら、昨年ころから韓国側がいろいろ政治問題の関係からいたしまして、日本の輸出をとめたり、解除したり、いろんな関係で昨年ころから日韓貿易といふものは非常に麻辣をいたしておられます。従いまして、日本の輸出も伸びておりません。従つて、最近はこの債権の累積は事實上、すなわち政治的

その他の理由から累増はとまつておるという状態でござります。これが解決も結局政治問題にからみまするので、今盛んに外務省で日韓国交回復問題として交渉いたしておりますが、これとやはり関連をしなければこの累積債務

権の問題も解決しないんじやないかと
いうふうに考えます。

それからアルゼンチンにござましては、昨年日本側の鉄鋼を中心としまして輸出が異常に伸び方をいたしました。これはアルゼンチン側で非常に工業化建設画が進みましたので、それに伴いましてヨーロッパあたりの鉄鋼の供給余力が少いという関係から、日

本にもこの鉄鋼の発注が参りまして、
その結果八千万ドル台の輸出になつた

わけであります。ところが一方これに見返りまする日本の輸人は、アルゼンチンの物資の割高。ことに小麦などの割高のために十分に買付けが進まなかつた、その理由から輸出と輸入との差が非常に多くなつたわけでございます。これに対しましては、政府側といつたましても非常に憂慮いたしましたて、昨年の夏ごろからこういう問題について、アルゼンチン側と交渉をしようとして

そういう状態になつておつたのであります
ですが、御承知の通りアルゼンチンは革
命が起りまして延び延びになつておりま
す。昨年の秋になりますと、アルゼン
チンは日本とアルゼンチンとの間の
問題について討議する段階ではないと
決つておつたのであります。日本と
いたしましても放置することはできま
せんので調査團を派遣いたしました次
第でございまして、その結果債権処理
の問題まで話が進みませんでしたたけ
れども、とにかくアルゼンチンからの

日本の買付け促進ということによつて輸出と輸入のギャップができるだけ埋めようとしていることで、小麦と羊毛について輸入促進方について話が出来た次第でござります。しかしながら、いろんな理由によりまして十分に日本側

の輸出超過を完全にカバーするといふところまでは参つておりません。そのうえアレギンチノの所政官といふこと

ましては、今後新しい決済制度をとりたい、すなわち多角的な決済制度をとりたいということで最近提案が参つております。それによりますると、清算勘定地域は廃止をして、アルゼンチンと諸国間の貿易は、ドル地域及び南米

諸国は除きまして、その他の地域との貿易は振り替え可能な通貨で決済をした
い、それから各国に持つておりまする貸し越し債権はこれを長期に亘る上げ
して返していきたいと、こういう提案が参つておるわけでありまして、これ
に対しまして日本がどう対処するかをただいま検討中でございます。

○高橋衛君 この韓国、インドネシア、アルゼンチンの三国の、アルゼンチ
ンについては今後の問題であるかもしれません、この金額を合計いたしま
すと二億八千百万ドルという非常に大きな金額になつておるのでござります。
ことに聞き及ぶところによりまする
と、アルゼンチン等につきましては政
変その他の関係で非常に危険だとい
ふことが予想されました。他の諸外国に
おいてはこの輸出について相当手当
をしておったということも聞いておる
のであります。が、なぜ日本がその点につ
いて措置をとらねなかつたか、または
とつておられたのならばとつておられ
たその内容を一つ御説明を願いたいと
思います。

○政府委員(板垣修君) アルゼンチン
につきましては、ただいま御指摘の通
り、昨年秋ごろから非常にアルゼンチ
ンと各国との貿易事情が悪化いたしま
したので、ヨーロッパ諸国も軒並み輸
出低下になり、輸出手形の買い取り措
置を講じたようであります。もちろん
ドイツなどは、講じたり、また解除し
たりしております。日本もその際、特
にアルゼンチン向けということではござ
いませんが、アルゼンチンに対する輸
出の大宗をなしております鉄鋼につ
きましては、国内の需給関係もありま
して、全面的に輸出を停止いたしまし

た。その反映をいたしました。アルゼンチンにもその措置がとられたわけあります。その後国内の需給関係が緩和いたしましたので、一部につきましては緩和をいたしましたが、特にアルゼンチンにつきましては、対外関係もござりますので、表立つて調整措置としては運用において縮めくくりをして参つております。昨年の暮ごろからアルゼンチン向けの輸出の新たなる契約は非常に微々たる状況でございます。

○高橋衛君 次に輸出保険法の案にありまする第十四条の三には、いわゆる損害の填補率を百分の五十といふこととに規定しておりますのであります。この填補率百分の五十につきましては、業界その他これをさらに引き上げてもらいたいという要望が切なるものがあります。もしも輸出の振興ということを中心と考えるならば、この填補率を引き上げることは、これは当然であろうと思うのであります。しかしながら同時に、将来これが国家の財政負担となるといふようなことがあります。または先ほど来御説明になりましたように、もしも不確実なところに行くことによって、せっかく外貨が累積しても、それがたな上げになら、焦げつきになるといふ外貨になつては、これはまた全然意味をなさないことになりますし、また同時に填補率引き上げということは、反面においてその保険料率を引き上げるという必然的な結果になるのではないかと考えられます。が、それらの点について政府としてのまとまつた御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(板垣修君) まだ責任を持つてお答えする段階にないでございますが、かりに七〇%くらいがよいといたような場合に、現在の予算でありますた引受け限度三十九億円にさまるかどうかということは、一によつて今後の投資見込みの推定にかかると思います。現在の積算の基礎となしましては、すでに投資連絡協会が許可をいたしました二十八億円、そぞにプラス、ビルマとの経済協力、あるいはタイの特別円に基く経済協力、これはまだはつきりいたしておりませんが、こういふものを含めまして幾分か見込みがただいま私どもが推定いたしております。しかしながら、もしかりに二十八億円以外の今後の新しい投資のために見て計算をいたした次第でござります。じやないかといふのは、これは通産省開き受け限度三十億円でもまかない得ります。

○高橋衛君 ただいまの御説明は現在の三十億円をもつてしては、保険料率とは危険である、そういうふうに解釈してよろしくございますか。

○政府委員(板垣修君) 関係ございませんで、今後新しく一ヶ間にどれくらいの投資が起るかといふものであつて、実績はございませんが、この投資保険そのものは全く新規なものであります。すでに実行いたしましたが、この投資保険そのものは全く新規なものであります。

けれども、その他の輸出保険について実績が出ておるそうであります、それについて支払保険料と支払保険金との收支の結果を一応御説明願います。

○政府委員(板垣修君) 御承知のよう

に現在六種の保険が実施されておりますが、これを一応ごく概略的に申し上げますと、この輸出保険制度は昭和二十五年から開始されましたが、二十五年度におきましては、保険料その他収入が、ごくラウンド・ナンバーで申しますと、八千三百万円、これに対しても支出が四千八百万円、差引入十六年度が同様に収入が一億一千五百超、受超が三千五百万円、それから二万円、支出の方が二億八千三百万円ということになりました。この年は支出が多くなりました。これは中共向けその他普通輸出保険に事故があつたからでございますが、一億六千七百万円の支払超になりました。前年度から合計いたしまして差引支払超は一億三千二百万円、こういうものが二十七年度になりますと大体また元に戻りました。収入の方が一億二千七百万円、支出が五千七百万円、差引六千九百万円の受超になりますて、前年度から累計いたしますと六千二百万円のまだ支払超といふことになります。前年度の支払い方が多うございます。二十八年度になりますて収入の方が一億六千六百万円、それに対する支出が八千七百万円となりまして、受超七千三百万円、それで初めてここで二年前の支払超を消しまして、受超が一千六百万円になりました。

二十九年度になりますて収入四億九千三百万円、これは特に多いのはプラント輸出が非常にこの年ふえたからであります。それに対して支出が一億一千

七百万円、受超三億七千六百万円、これを初年度から合計いたしますと、受超三億八千七百万円という状況で、収支状況は非常に良好な状況になつております。

○高橋衛君 この輸出保険の国庫の建設の問題であります。政府はこの輸出保険についてはある程度輸出奨励の趣旨をもつて財政的にも補助をするといふ考え方でいつておられるのであります。それとも収支バランスをとつて、要するに国家としてはこういうふうな制度を作ることによって金融の道を助け、その他各種の便益を与えるといふ趣旨に考えておられますか、その点……。

すれば、あと私は請求しません。

次に私は韓国との輸出貿易のことについてであります。前から問題に

なつておりましたノリの輸入はどうい
うふうに問題が解決したのであります

か、韓国からノリを輸入する問題は。

問題は、御承知のように昨年一億枚入
れる決定をいたしましたのであります。

が、その後韓国政府が輸出の差しとめを実行して、これが結果として、

を八月ございました。その結果輸入が非常におくれておる間に生産時

期にはいつて参りましたので、われわれ
れ国内生産業者との約束にもかんがみ

まして、まだはいらないうちに実は非常手段としてとめてしまつたわけですが

ざいます。従いまして、この四月にな
りまして生産時期が明りますれば、で

さる限り早い機会に解除したいといふ

ことはなくておりませんがこの点は
いつ解除できるか、まだ決定はいた

○海野三朗君 貸しがある場合であります。

ますから、そういう場合にはノリなんぞでも入れて少しでも貸しを減らすよ

うに努力されるのがほんとうじやあります。

○政府委員(板垣修吾) 通産省といった

しましては、その方針で、ほかに、先ほ
ど申し上げましたように、韓国から買ふ

ものも少ないので、ノリなり水産物をで
きるだけ入れたいということで進んで

参ったわけですが、これは何分
国内の冰業者との間で摩擦を生ずる

問題なので、いつも問題になつておる

ことは御承知の通りであります。

された時期に一億枚程度といふところ

まして、国内のノリ生産者との関係は入れたくてもあまりたくさんのは入れられないという状況になつてゐる次第であります。

○海野三朗君 それからアルゼンチナとの貿易の関係ですが、アルゼンチナは政変があつてペソが非常に下落して、いろいろ報告に接しておるのでですが、どうも金下落といふよりも、つまり下落したときにはアルゼンチンから品物を買つた方が得になるのじゃないですか、どうなんですか。

○政府委員(板垣修君) ペソが下落たと申しますか、実は從来ペロン政権時代には、ペソの実質価値以上に不正確相場が行われた。すなわち一ドル五ペソという為替相場でありますけれども、これをもつと自然な状態直しまして、新政権になってから一ドル五ペソが一ドル十八ペソになつたわけでございます。なお実は、実際相場はそれよりむしろ下でございまして、自由相場は四十ペソ以上になつておられます。いずれにいたしましても、為替相場の切り下げが行われたわけでございましたということをございます。

○海野三朗君 そういう間に、向こうからいろいろ品物を取るものはないですか。

○政府委員(板垣修君) アルゼンチンから参りまするのは、小麦、羊毛、トウモロコシ、ケプラチオ、皮革、いろいろのがおもなものでござります。

るが、何分にも距離が遠い、すなわち運賃の問題と、それからアルゼンチンの小麦にいたしましても、品質、価格の点におきましてどうもよその地域よりも割高である、品質もありよくないという点が難点であります。羊毛につきましても、用途は多少違います。しかしながら、従来ともいろいろな手段を通じましてアルゼンチンへの輸出を増大するため買い付けは促進して参りました。しかしながら昨年のようになりますと、八千万ドル分だけを買い付けるのはちょっと現在の計算ではなかなかむずかしいことでござります。数千万ドルまでは努力をいたしますればできるのじやないかといふ計算をいたしております。

シンは向うに相当数残つておるといふことがあります。ただそれくらいの数量があるから輸出したミシンか。
○政府委員(板垣修君) やはりストッパーが相当あるということをございます。ただそれくらいの数量があるから輸出を命じておりますが――正確な数字が出ておりません。
○海野三朗君 そういう際にミシンをつまり輸出をする、余つておる、そろそろして国内の生産を制限しなければならないというようななり方では通産行政としてはまずいのぢやありませんか。
どうなんです。私はその売れないミシンをそんなに向うに売りつけてやるといふようなことはそれこそ通産省がよく監督しなければならないので、アメリカに何万台か残つて売れないと、一九ドル半でも売れなくて残つておる品物が悪いのか、何か知りませんが、そういうふうなことは通産省がよく監督をしなければならぬ。監督不行届がある結果、つまり国内のミシンの生産を制限しなければならないというよくななことが起つてくることは通産行政としてはまずいことぢやありませんか、どうなんですか。
○政府委員(鈴木義雄君) ただいまのミシンのお話であります、アメリカにござりますますストック、ただいま通商局長からお答え申し上げました通り調べておりますが、ある程度あると思いますが、これは昨年アメリカ方向への輸出をある程度制限しておりますが、カナダ等を経由して入つたものが多かつたためそういう事態が生じておるわけであります。従いましてそういう

際にある程度制限措置を強化するといふことはこの一月、二月、三月やつておりますが、これはやはり臨時的の考え方でございまして、何も未來永久的にこれを制限するという趣旨ではございません。ただ御承知の通り一昨年からアメリカ向けのミシンの価格が相当ダンピングのきらいがありましたので、これに対するある程度そういうことのないようにという措置を從来とつけております。最近行いましたのはそれを若干強化したという程度でござります。さような次第でございまして、これはやむを得ざる措置であると、こういうふうにお考え願いたいと思います。

おるわけであります。何分向うの議会が輸入制限法案を取り上げようという問題でござりますので、われわれといつたしましてもこれに対する有効適切な手を打つにしましても限度があるわけでございます。ただまあ、できる限りそういう法案の通過に対しては阻止運動をやつておる次第であります。

○海野三朗君 私がお伺いしますのは、そういう……つまりミシンがよ

くに向うにストックがあるとか、あるいはまた綿製品のダンピングが行われ

ているとか、そういうふうな状況をよく視察されるのが、一体こちらから、通産省から行つておる方の監督すべ

きことじゃないかと私は申し上げるので、それをぼんやりしているものだからミシンなどがよけいに行き過ぎた。

それから綿製品がよけいに行き過ぎた

ということがあると、向うの議会でもやかましくなるのであるから、その辺をよく勘案することがつまり通産省か

ら向うに駐在している人の務めじゃないかと、私はそういうことを言うのであります。

○政府委員(板垣修君) その点はもう十分アメリカによります大使館なり

在外商務官というものが早目に情報をきゅっしゃましてわれわれは聞いてい

るわけであります。しかし今のミシンの問題につきまして、ミシンは大し

いわけであります。しかしながら日本の政

府の代表者からは向うでいいぶ問題にあります。しかしながらそれを知つて

こちらが有効適切にやりますために事前に出荷制限をするといふように

な措置をとらざるを得なくなります。

○政府委員(板垣修君) 海外投資はも

う御承知のよろうに外國為替及び外國貿易管理法によりまして政府の許可を得

ななくちゃなりませんので、その許可の

ことは国内的にはなかなかむずかしい問題で、結局綿製品問題のように相当

せつば詰まつてやつとあれだけの自主的協定ができたというのが実情でござります。

○海野三朗君 私はそういうことこそ

通産省としては監督なさるべきじゃ

ないかということを申し上げてゐる

のであります。そして緩急そのよろしきを得ると、いろいろに通産行政の命があるのではないか。ただ制限す

るのが通産省の目的じゃない。そんな

か。また先般お話をありましたように

移民の問題にいたしましても、工業移

民といふようなことを考えなければな

いことならだれでもできる。そんなこと

は何もあなた方のようなお偉い方々に

やつてもらわなくていい。そういう

ことを監督なさるのが通産行政のあり

方ではないでしょうかと私は申し上げ

てゐる。それはどうなんですか。

○政府委員(板垣修君) それはもうそ

の通りでございます。ただ、しかしながらその事実がわかつて有効な措置を

とるためには、国内的に生産を制限す

ることはあるまい詳しく述べませんが、

少しだけ大きな点があるのじやないかと

いう点を考慮いたすのでござります

が、ブラジル等には新聞でも伝えるよ

うに西ドイツが製鉄所も作れば自動車

工場も作つてゐる。かねて高橋国務大

臣が南米を視察して歸られたときに、

外國の工業的に進出している目ざまし

に驚かれて、もしこのままでおつた

ならば日本の将来は非常に心配だといふ感想を感じるといふお話を承わつた

ところです。そこでできました次第で

検討の結果、私どもとしましては、ま

だ幾分御指摘の通り、不徹底の点はあ

ると思いますが、一応これで足りてしま

うといふところできました次第でござりますので、これからまたあらためて討議をして直すという余地はさしありはない存じます。

○政府委員(川野芳滿君) 原案を作る

が非常にふつておるということは、各業界でも統計上も示されておるので

あります。それを進出するためにも

必要なことがあります。また与党の方の政策審議会の方にも語つてみると

一度大蔵省の方とお話ししてみる私は必要があるのではないか。また与党の

四条の第二項にある三条件のほかに、

ましだけれども、このほかにも危険の

場合は多分にあり、それは保険の対象になつてないのです。

○白川一雄君 大蔵省の方はいかなくなり

ましだけれども、このほかにも危険の

場合は多分にあり、それは保険の対象になつてないのです。

○白川一雄君 大蔵省の方による天災によるといふような場合もありま

す。特に危険の一番あらうかと思われるものは、外國の政情不安からくる

為替相場の切り下げという面であり、實際上も起り得る多い場合ではないか

おるわけであります。何分向うの議会が輸入制限法案を取り上げようという問題でござりますので、われわれといつたしましてもこれに対する有効適切な手を打つにしましても限度があるわけでございます。ただまあ、できる限りそういう法案の通過に対しては阻止運動をやつておる次第であります。

○海野三朗君 私がお伺いしますのは、

は、そういう……つまりミシンがよ

くに向うにストックがあるとか、ある

いはまた綿製品のダンピングが行われ

ているとか、そういうふうな状況をよ

く視察されるのが、一体こちらから、

通産省から行つておる方の監督すべ

きことじゃないかと私は申し上げるの

で、それをぼんやりしているものだからミシンなどがよけいに行き過ぎた。

それから綿製品がよけいに行き過ぎた

ということがあると、向うの議会でも

やかましくなるのであるから、その辺をよく勘案することがつまり通産省か

ら向うに駐在している人の務めじゃな

いからと、私はそういうことを言うのであります。

○政府委員(板垣修君) その点はもう十分

政府委員(板垣修君) その点はもう十分

は十分検討の上万全手を期していきた
いと考えております。

特定機械工業として政令で指定する
業種は、特に性能もしくは品質を改善
し、または生産費を低下させる必要が
ある業種であります。先にも申しま
した通り機械工業中きわめて重要な地
位にありながら、その合理化がきわめ
ておくれていて基礎機械及び部品部門
がまず第一に対象とされることになる
わけでございまして、こうした趣旨か
ら見て当面主として齒車、精密ネジ、
強輶鋳鉄、粉末冶金、ダイカスト、自
動車部品などの部品部門及び工作機
械、工具、金型などの基礎機械類等を
中心としたないと考えております。

次に第二項は、基本計画の内容を規
定したものであります。

第一号では合理化の目標を経済自立
五ヵ年計画にも即応して、昭和三十五
年度末における特定機械の性能、品質、
生産費等について定めることになつ
ておりますが、第二号及び第三号で
は、生産設備の新設と旧式設備の層化
転用等による処理についての設備近代
化計画とそれに伴う資金計画を定める
ことになります。老朽化陳腐化した機
械設備の更新は、先にも申しました通
り、きわめて緊要な課題であります
が、同時にこれに見合う設備の廃却を
指導できれば一そく合理化に資するわ
けでございまして、この点もあわせて
合理化計画の内容に記していくたいと
考えたわけであります。

第四号は、その他の合理化に関する
重要事項でありますが、たとえば、專
門化や分野確立の必要性、規格の向上
統一の必要性、原材料購入対策や技術
向上目標の設定の必要性などがそれぞ
れ考えたわけであります。

の機種に応じて記載されることになります。以上これら各号の事項が一つの業種について総合的にきめられるわけでございまして、従つてこれに基く措置も相関連して行うところに合理化計画の大まな意味があるかと考えます。

第三条の合理化実施計画は、基本計画の実施のための年次別計画でござります。

次に第五条は、実施計画に定めております設備近代化の実施に要する資金の確保について政府の方針を宣言したものでございまして、実質的にはこの点に関連しまして機械工業の基礎部門及び部品部門に対する日本開発銀行の融資につきまして、提案の説明にもございました通り、昭和三十一年度は十五億円の資金を確保し、低利、長期、担保条件の緩和等、特に有利な条件で融資が行われることとなつております。

第六条から第十一条までは、共同行為の実施に関する通商産業大臣の指示について規定しております。通商産業大臣は合理化基本計画に定める特定機械工業の合理化目標を達成するため特に必要があると認めるときに本条の指示をし、これにより合理化カルテルの締結が可能となるわけであります。

機械工業について、生産分野の画定、規格の統一、部品原材料の購入方ルルを積極的に利用すべき場合が多いと考えられるのであります。現行独禁法による合理化カルテルでは、機械工業の現状に即してみますとなおカルテル種類の範囲が狭く、また企業相互の利害の錯綜のため完全に自発的な話

し合いで協定に到達することが困難の場合も多くみられるのであります。本条によりまして、合理化基本計画を定めた特定機械工業については、合理化基本計画に基いて通商産業大臣が積極的に合理化をはかっていくことの意義は、きわめて大きいと考えます。なお本条による指示に当つては、第三項にありますように内容と期間とを定め、これを公表して行うのであります。それで、これに基いて行う共同行為は、第十条の規定によりまして独禁法の適用を除外されることとなつております。

そこでこの第六条第一項の各号におきまして、指示される共同行為の種類が列挙されております。このうち、第一号の品種の制限及び第三号の技術の制限は現行の独禁法の合理化カルテルでも認められているものでございまます。第一号の品種の制限では、生産分野の協定と製品規格の統一に関する協定がそのおもなるものとなる予定であります。第二号の品種別の製造数量の制限は、一般的には不況カルテルの手段として用いられる例が多いのでございますが、本法におきましては、特に第六条第一項ただし書きの規定を設けます。本規定が合理化カルテルの範囲として認めらるべき旨を明らかにしておきます。すなわち、機械工業の現状からみて、まして、一挙につきりした形の生産分野の確立と専門生産を実現することはむずかしい場合も多いのでございまして、その場合に将来は生産しないこととなる品種のものも、さしあたりは一定量だけの生産は認めた形で、お互いに分野の協定をし合うということが、企業の利害を調整し、円滑に分野協定を進めて行く上にきわめて必要な

ので特に本号を設けたわけでござります。第三号の技術の制限では、主として使用する部品または原材料の規格の統一にかかる共同行為が考えられます。技術の制限という表現はきわめてわかりにくいのであります。第四号の部品または原材料の購入方法では、主として中小企業者の共同購入を考えております。購入方法という表現には、購入数量とか購入価格とかは含まれません。

次に第六条第二項を御説明申し上げます。

本項は、特定機械の規格の制限が、その特定機械工業者の第一項による共同行為では目的を達することが困難なときに、その特定機械の需要者側の業種が協調的にその使用する特定機械の規格の制限にかかる共同行為をする場合を考えてみると、ネジの規格の統一は、ネジ製造業者の協定のみではとうてい不可能でありますので、このようなときに、ネジを使用するたとえて申しますと写真機メーカーや電気機器メーカーの方で使用するネジの規格の統一をいたしますときわめて容易にネジの製品規格が統一できるわけであります。もちろん、かような場合は、ネジ製造業者の合理化に役立つのみならず協調カルテルを結ぶ側においても合理化に役立つのであります。第二項ただし書きはそのことを明記し、合理化に役立たないような指示はできない旨を規定しております。

第七条は、共同行為の内容についての制限を規定したものであります。

第八条は、共同行為の内容が適合しなくなつたと認めるときの指示の変更または取り消しの規定であります。

第九条は、共同行為をしたとき、変更したとき及び廃止したときの届出義務規定であります。

第十条及び第十二条は、独禁法との關係について定めたものであります。第十三条によりまして、通商産業大臣は、指示をしようとするときに、公正取引委員会に協議することとし、また指示の取り消しや変更をしたとき及び届出を受理したときに公正取引委員会に通知することとしておりまして、法的にも両機関の円滑な連絡には十分配慮しているわけであります。

第十二条は、生産技術の向上のための基準の公表であります。が、本制度は、合理化基本計画で定められる合理化目標を達成するため、各工場においてどのような製造設備や検査設備を備えればよいか、またどのような製造方法、検査方法をとればよいかといふ具体的な工場の技術基準を公表いたしまして、この高い水準の目標を目指して各工場が一段の改善努力をするよう期待するものでございます。従いまして、適用面では、さらに本条の実施省令を制定してこの基準に到達した工場を具体的に認定するようなことを考えておりますが、こうすることはいろいろな意味での制度を一そり効果的ならしめるものであると考えます。本制度の適用対象につきましては、さしあたり、特に技術水準の向上を必要とすると考えられる業種であります。たとえば強制鋳鉄、あるいはダイカスト、粉末冶金などについて実施したいと考えます。

なお、本制度はJIS制度とは異

なつておしまして、規格化、標準化ではなくて、高い技術水準への引き上げをもつばねらるものであります。高い目標水準を定めまして、工場全体の生産技術そのものを総合的に認定するところに特徴をもつております。

第十三条から第二十一条までは、機械

工業審議会に関する規定であります。

審議会は、合理化基本計画、合理化実

施計画及び生産技術向上のための基準

など本法運用上の重要事項を調査審議

いたしますが、その他機械工業の振興

に関する重要な事項につきまして広く通

商産業大臣の諮問に応じることとなる

重要な機関であります。

委員は五十人以内となつております。

また審議会の委員の構成につきまし

ては、広く機械工業に学識経験のある

方々の参加を願つて十分慎重かつ適切

な審議ができるようになつたと考へて

おります。

最後に、本法は五六年の限時立法と

なつておりますが、これは、本法運営

の基本となりますが、合理化基本計画が經

済自立五六年計画と合せて五六年計画

となつてゐる關係上、政府といつてしま

しては、この間に最大の努力を傾注し

て所期の目的の達成を期しているから

であります。

以上おもな条文について内容を御説

明申し上げた次第でござります。

○委員長(三輪貞治君) 本法案につい

て質疑のある方は順次御発言を願いま

す。

○西川弥平治君 実は少し質問があるのですけれども、ちょっと約束がありますので、あとに保留させていただき

ます。

○海野三朗君 私ちよつと一つだけ伺つておきます。こういうふうに、つま

り制限をされると一方においてはいい

やうであるけれども、一方においては

やはりいろいろできないことになつて

しまうのですね、仕事がつまり認可さ

れるというと、いいようではあるけれ

どもまた一方においてその進歩、発達

を阻害することになりやしませんか。

その辺はどういうふうにお考えになつ

ておりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 今御質問

は設備等の制限とかの御質問かと思ひ

ますが、この法案では設備等の制限は

考えておりません。その点は自由でござ

ります。それから部品部門といふより

なところに重点を置きました。先ほど

例を申し上げました基礎部門と申しま

すと工作機械とか工具とかそういうよ

うなものでございます。それから部品

部門と申しますと、精密ネジとか、あ

るいは歯車とか、あるいは強軽鋳鉄と

か、そういうふうなところの、今後こ

れを伸ばすことによつて機械工業全体

がさらにそれを通じてよくなるといふ

ふうなものをおいに伸ばしたい。こう

いうふうな考え方でござります。

○委員長(三輪貞治君) 速記をちょ

ととめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけ

て。

本法案の質疑は次回に譲りたいと思

います。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) ではさよう決

定いたします。

本日はこれにて終了いたします。

午後三時五十一分散会

の大坂方面の仲鉄業者といいますか、鐵

の切れ端をもらつてそれを圧延して今

ような場合には、そういうところにや

はり金を貸して設備の改善をやらして

いこうというようなことをこれはおや

りになるわけなんですか。

○西川弥平治君 実は少し質問がある

のですけれども、ちょっと約束があり

ますので、あとに保留させていただき

○政府委員(鈴木義雄君) ただいまの

仲鉄業者の問題は、これは実は機械工

業を特に特定しております。御質問

の点は仲鉄工業の鉄鋼部門に属するも

のではない。こう考えるわけでござ

ります。われわれの機械工業の中でも

は、先ほど来申し上げております通

り、機械工業の中で特におもなるも

の、どうしても伸ばしていく必要があ

る重要な部門、それを主として基礎的

な部門、あるいは部品部門といふよう

なところに重点を置きました。先ほど

例を申し上げました基礎部門と申しま

すと工作機械とか工具とかそういうよ

うなものでございます。それから部品

部門と申しますと、精密ネジとか、あ

るいは歯車とか、あるいは強軽鋳鉄と

か、そういうふうなところの、今後こ

れを伸ばすことによつて機械工業全体

がさらにそれを通じてよくなるといふ

ふうのものを大いに伸ばしたい。こう

いうふうな考え方でござります。

○委員長(三輪貞治君) 速記をちょ

ととめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけ

て。

本法案の質疑は次回に譲りたいと思

います。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) ではさよう決

定いたします。

第二十三条に次の一項を加える。

2 製造事業者は、前項に定める場

合のほか、第三十五条第一項の規

定にかかるわらず、許可を受けた工

場又は事業場以外の場所におい

て、その者が製造をした通商産業

省令で定める計量器であつて通商

産業省令で定める用途に供される

ものの修理を行ふことを妨げな

い。

第五十四条の次に次の一条を加え

(附帶事業)

第五十四条の二 第四十八条第四号

に掲げる計量器の販売等の事業の

登録を受けた者は、第三十五条第

一項の規定にかかるわらず、標はか

りその他の通商産業省令で定めるは

かり及びおもりの検査のため基準

器検査に合格した基準器その他の規

定による表示をした容器に通商産

計量法の一部を改正する法律案

計量法の一部を改正する法律

計量法(昭和二十六年法律第二百

七号)の一部を次のように改正す

る。

七前項の修理の事業を行おうとす

る者は、その旨をその登録を受け

た都道府県知事に届け出なければ

ならない。

第六十四条第一項第四号中「又は

修理事業者」を、「修理事業者又は

第五十四条の二第二項の規定による

届出をした販売事業者」に改め、同条

第四項中「若しくは修理事業者」を

「修理事業者若しくは第五十四条の

二第二項の規定による届出をした販

売事業者」に改める。

第六十五条中「又は修理事業者」を、「修理事業者又は第五十四条の

二第二項の規定による届出をした販

売事業者」に改める。

第七十二条中「物象の状態の量」

を「商品に係る政令で定める物象の

状態の量」に改め、同条に次の一項

を加える。

2 前項に定める場合のほか、物象

の状態の量について、法定計量單

位により取引又は証明をする者

は、正確にその量を計るように努

めなければならない。

第七十三条 政令で定める商品を、

通商産業省令で定める区分に從

うに改める。

(表示容器の使用)

第七十三条 政令で定める商品を、

通商産業省令で定める区分に從

うに、第一百八十二条の六第一項の規

定による表示をした容器に通商産

昭和三十一年三月二十八日印刷

昭和三十一年三月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局